

《令和6年10月報酬改定について》

【訪問型サービス】

令和6年介護報酬改定において、訪問介護 基本報酬が5単位減で改定されたため、総合事業訪問型サービスの単位数も下記のとおり改定いたします。

- ・介護予防訪問介護サービス：225単位→220単位
- ・生活援助型サービス：180単位→175単位

【通所型サービス】

サービス算定を細分化し、より利用者のニーズ・目的にあったサービスを選択していただくために総合事業通所型サービスの単位数を下記のとおり改定いたします。

		4時間以上		2時間以上4時間未満	
入浴なし (基本)	要支援1 総合事業対象者 (5回以上)	月額(5回以上)	1回(4回まで)	月額(5回以上)	1回(4回まで)
		1472	344	1171	269
	要支援2 (9回以上)	月額(9回以上)	1回(8回まで)	月額(9回以上)	1回(8回まで)
		3068	355	2401	277
【新設】入浴加算(1回)		40			

なお、【新設】入浴加算を算定するにはケアプランに位置付ける必要があります。

令和6年介護報酬改定において、国基準の総合事業(A6)で運動器機能向上加算、選択的サービス複数実施加算、事業所評価加算が廃止となるため、御所市でも下記の加算を廃止といたします。

- ・運動器機能向上加算
- ・選択的サービス複数実施加算Ⅰ・Ⅱ
- ・事業所評価加算